

令和 8 年 9 月 17 日

新潟県立がんセンター新潟病院

新 潟 県 立 新 発 田 病 院

医療事故に係る民事調停の成立について

下記の医療事故に係る民事調停案件 2 件について、裁判所から調停案が提示され、いずれの案件も県と相手方の双方が同意する見込みとなったことから、令和 8 年 9 月定例会に損害賠償額の決定について提案を行う予定です。

1 民事調停案件（県立がんセンター新潟病院）

(1) 患 者 新潟市の女性（死亡当時 70 歳代）

(2) 経 過

- ・令和 6 年 6 月受診時、患者より、1 か月前から具合が悪かったとの訴えがあった。各種検査の結果、大腸がんの多発肝転移と診断され、同日から治療開始。
- ・上記診断を踏まえ、以前の検査画像を再度確認したところ、令和 5 年 12 月の C T 画像において、既に 20mm 大の肝転移を疑わせる影が存在していたことが判明。患者は令和 6 年 6 月に死亡。
- ・令和 8 年 5 月、解決を図るため、県が民事調停申立（新潟簡易裁判所）。
- ・同年 8 月、裁判所から調停案が提示され、遺族が同意する旨意思表示。

(3) 損害賠償額（令和 8 年 9 月定例会提案予定）

2, 0 0 0, 0 0 0 円

2 民事調停案件（県立新発田病院）

(1) 患 者 新発田市の男性（80 歳代）

(2) 経 過

- ・令和 7 年 10 月、患者は左下肢に装具を装着し、車椅子で外来受診。看護師が患者を車椅子から診察ベッドに移乗させたところ、患者の左下肢の装具に車椅子のフットレストが挟まってしまった。
- ・診察後、左足関節に発赤と腫脹が認められ、同年 11 月のレントゲン撮影で左足関節外果部骨折と診断。起立不能などの症状が残存するに至った。
- ・令和 8 年 7 月、解決を図るため、県が民事調停申立（新発田簡易裁判所）。
- ・同年 8 月、裁判所から調停案が提示され、患者が同意する旨意思表示。

(3) 損害賠償額（令和 8 年 9 月定例会提案予定）

4, 6 4 8, 1 4 7 円

本件についてのお問い合わせ先

- 1 県立がんセンター新潟病院 事務長 滝澤 茂夫
0 2 5 - 2 6 6 - 5 1 1 1
- 2 県立新発田病院 事務長 北村 友紀
0 2 5 4 - 2 2 - 3 1 2 1